

掛川市条例第56号

掛川市普通河川条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市普通河川条例の一部を改正する条例

掛川市普通河川条例（平成17年掛川市条例第136号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（占用料等の徴収） 第17条 （略） 2 占用料等の額は、次の各号に掲げる占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）流水占用料及び土石採取料その他の生産物採取料 別表の規定により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額 （2）土地占用料 別表の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合には、同表の規定により算定した額（その額が500円未満の場合は、同表土地占用料の表備考4の規定により500円に切り上げる前の額）に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が500円未満の場合は、500円）） 3 （略）</p>	<p>（占用料等の徴収） 第17条 （略） 2 占用料等の額は、次の各号に掲げる占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）流水占用料及び土石採取料その他の生産物採取料 別表の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額 （2）土地占用料 別表の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合には、同表の規定により算定した額（その額が500円未満の場合は、同表土地占用料の表備考4の規定により500円に切り上げる前の額）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が500円未満の場合は、500円）） 3 （略）</p>

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市普通河川条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における許可に係る占用料等から適用し、施行日前における許可に係る占用料等については、なお従前の例による。